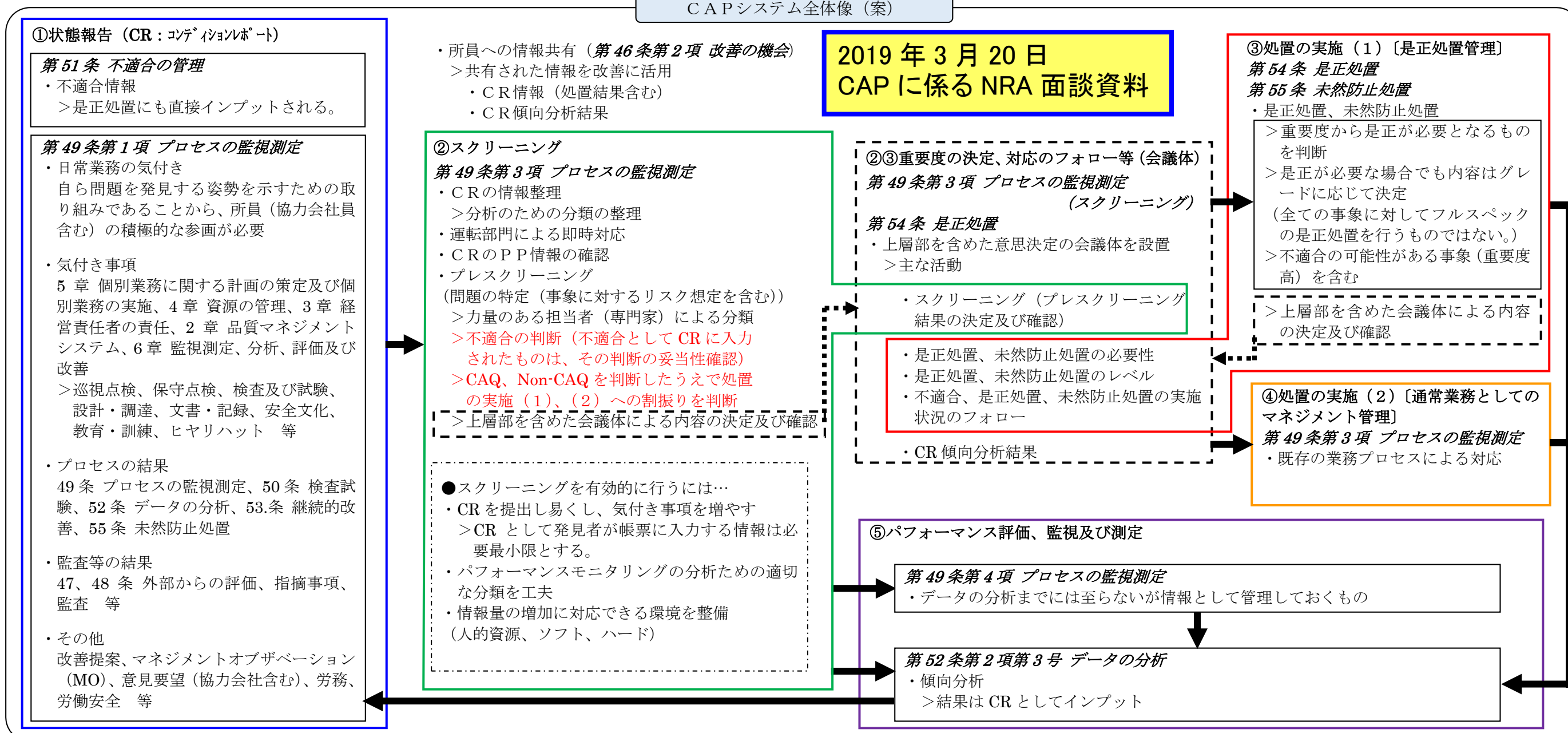
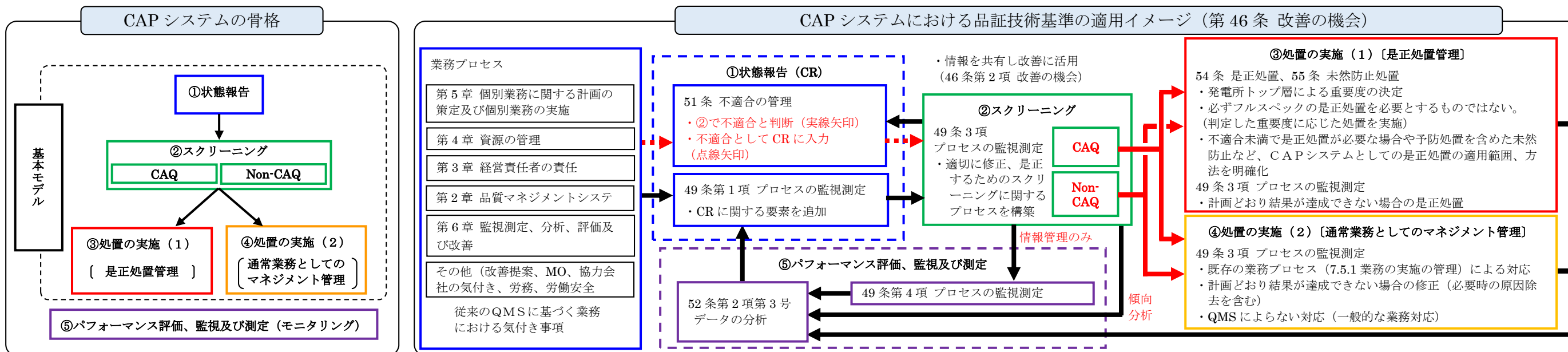


CAPシステムと社内規定との関連

令和2年6月11日

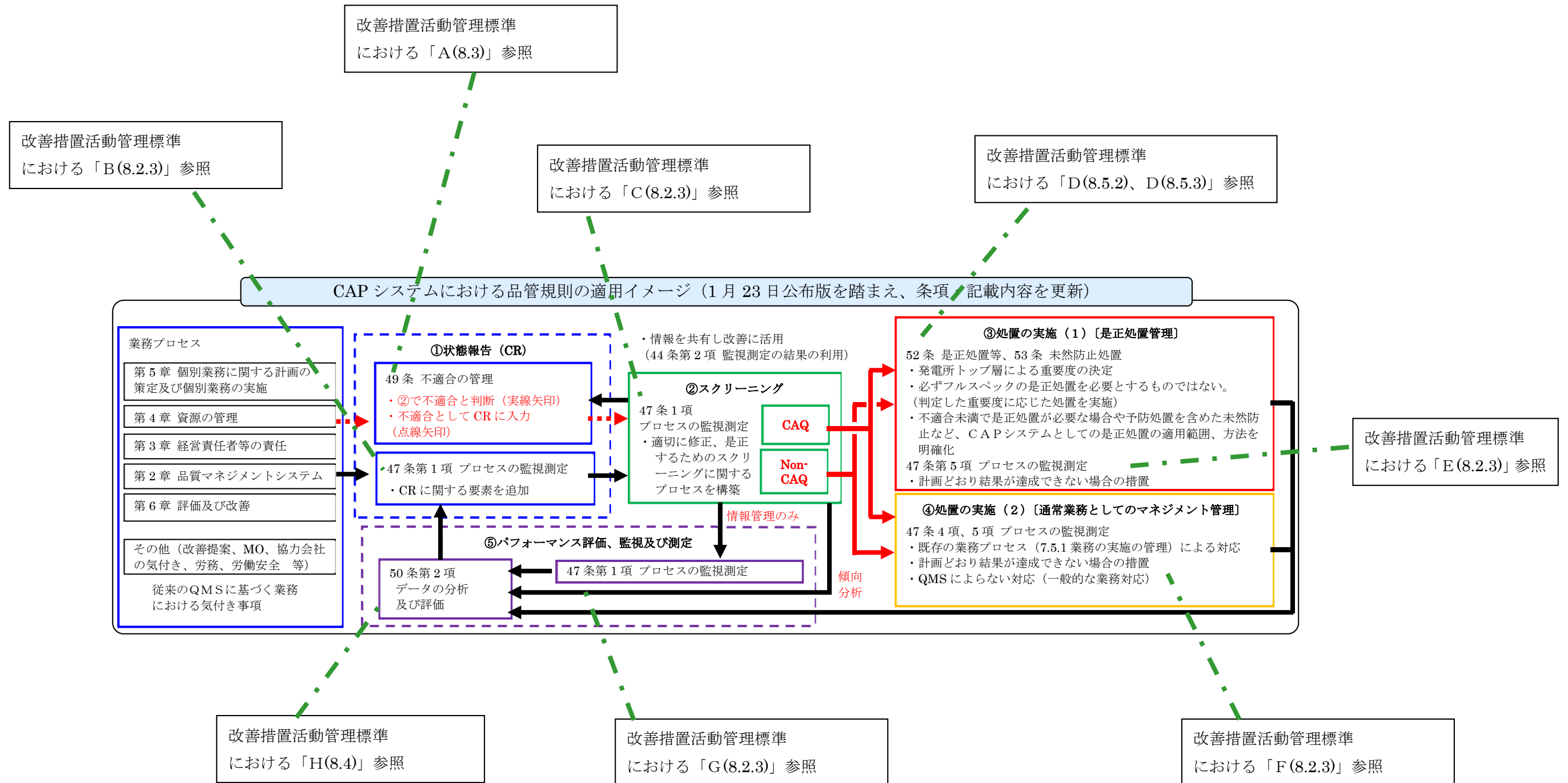
四国電力株式会社

品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）



前ページのフロー図は、過去の品管規則案をベースに作成されているため、2020年1月23日公布版をベースに、条項・記載内容を更新。

各プロセスにおける、当社の運用を定めた二次文書名を図示するとともに、具体的な記載案を示す。



CAPを受けた、保安規定の社内規定一覧への反映

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連（抜粋）

3条の要求事項	社内規定				説明
	一次文書	制定者	二次文書	制定者	
4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理	品質保証規程 品質保証基準 品質保証規程	社長 原子力本部長 社長	書類等管理標準 文書・品質記録管理内規 設計／調達管理標準（原子力発電所） 文書・品質記録管理内規 内部品質監査要領	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 審査室原子力監査担当部長	
8.2.2 内部監査	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長	
8.2.3 プロセスの監視測定	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準（原子力発電所）</u> <u>品質保証総括内規</u>	<u>原子力部長</u> <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> <u>発電所長</u>	CAPを受け、プロセスの監視測定を各社内規定に反映
8.3 不適合の管理	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> 設計／調達管理標準（原子力発電所） <u>品質保証総括内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	二次文書の名称変更
8.4 <u>データの分析および評価</u>	<u>品質保証基準</u>	<u>原子力本部長</u>	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準（原子力発電所）</u> <u>品質保証総括内規</u>	<u>原子力部長</u> <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> <u>発電所長</u>	CAPを受け、データの分析および評価を各社内規定に反映
8.5.2 <u>是正処置等</u>	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> 設計／調達管理標準（原子力発電所） <u>品質保証総括内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	二次文書の名称変更
8.5.3 <u>未然防止処置</u>	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> 設計／調達管理標準（原子力発電所） <u>品質保証総括内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	二次文書の名称変更

社内規定名	記載案（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
改善措置活動管理標準	<p>【CAP】</p> <p>(1) 目的 本標準は、「伊方発電所原子炉施設保安規定」、「原子力発電所品質保証規程」および「原子力発電所品質保証基準」に基づき、原子力部において不適合その他の事象に対して実施する是正処置等を規定することにより、改善措置活動（CAP）を的確に実施することを目的とする。</p> <p>(2) CRの入力 CRの収集は原子力部の活動から情報を収集することとし、より重大な問題への発展を防止するため、本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気づいた問題、要改善点等を積極的に見つけ出しタイムリーにCRを発行し、報告する。CRの発行については、迷ったら発行することとし、しきい値は設定しない。</p> <p>(3) 事前確認 本店CAP会議の前に、発行されたCRについて、構成メンバーの合議により、以下の①～④を実施する。 ①CRの入力内容の適正化 ②CRを処理する箇所の確認 ③不適合およびCAQ/Non-CAQ影響度の提案 ④分類コードの提案</p> <p>(4) 本店CAP会議 発行されたCRについて、事務局が進行を行い、構成メンバーの合議により、以下の①～②を実施する。 ①不適合およびCAQ/Non-CAQ影響度の判断 ②分類コードの判断</p> <p>(5) 是正処置活動 CRを処理するグループは、不適合と判断された事象については、不適合の管理および是正処置等に基づいた処置を実施する。</p> <p>(6) マネジメント活動 CRを処理するグループは、不適合未満のNon-CAQと判断された事象については、必要な処置について検討を行い実施する。</p> <p>(7) CRの完了 是正処置活動およびマネジメント活動が完了すれば、運営GLが確認を行い、通知を処理するGLがCRを完了させる。</p> <p>(8) 傾向分析・評価 運営GLは、CRを収集し、各CRの対応状況の確認および傾向分析・評価を行い、7月および1月に原子力部品品質保証運営委員会にて報告するとともに、新たな気づきや要改善事項等が特定された場合は、CRとして入力する。</p>	<p>A (8. 3)、 B (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)、 B (8. 2. 3)、 C (8. 2. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)、 D (8. 5. 2)、 D (8. 5. 3)、 E (8. 2. 3)</p> <p>F (8. 2. 3)</p> <p>B (8. 2. 3)、 G (8. 2. 3)、 H (8. 4)</p>

	<p>【不適合の管理】</p> <p>(1) 担当GLは、原子力部における保安活動において、「品質保証基準 8.3 不適合の管理 (1) 項」に基づき以下の①から④に該当する事象が発生した場合は、「品質保証基準 8.3 不適合の管理 (1) 項」に従い処置を行う。不適合の処置決定にあたっては発電管理部長または原子燃料サイクル部長（以下「担当部長」という。）の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社内規定に定める手順、方法を逸脱し、所定の保安活動が実施されなかった場合 ②許認可文書および社内規定の不備により、所定の保安活動が実施されなかった場合 ③法令の要求事項に適合せず保安活動を実施した場合 ④国内ウラン燃料等の業務については、設計または調達した製品等が、発電所受入後（返還廃棄物については、海外再処理施設搬出前及び日本原燃（株）貯蔵施設受入後）の検査・試験において、判定基準を満足しない場合（設計・調達管理に起因するもののみ） <p>(2) 不適合の内容、不適合に対してとられた特別採用を含む処置方法および処置結果について、統合型保修管理システム（以下「EAM」という。）に入力するとともに、その品質記録は「書類等管理標準」に従い管理する。</p> <p>【是正処置等】</p> <p>(1) 担当GLは、不適合その他の事象（保安活動の実施によって得られた知見を含む。）が発生した場合、再発防止のため「品質保証基準 8.5.2 是正処置等 (1) 項」に従い以下の是正処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 不適合その他の事象の内容を確認し、不適合その他の事象が発生した原因（背景、システムの不備等）を究明する。 b. 不適合その他の事象の再発防止を確実にするため、是正処置の必要性を判断する。 c. 是正処置の実施にあたり、不適合その他の事象のレビューを行い、設備・機器の重要性、不適合その他の事象の原因の程度に応じて、是正処置の内容、実施方法を検討するとともに、必要に応じて関係箇所と協議のうえ、是正処置を実施する。また、是正処置の決定にあたっては、担当部長の承認を得る。 d. 是正処置の内容および処置結果について、EAMに入力するとともに、その品質記録は「書類等管理標準」に従い管理する。また、ヒューマンファクターによる不適合その他の事象については、再発防止のため、その内容を関係者に周知する。 e. とった是正処置の有効性のレビューは、マネジメントレビューインプット作成時にデータ分析として実施する。 <p>(2) 根本原因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 担当GLは、発生した不適合事象を発電所の品質保証課長に連携する。 b. 発電所の「伊方発電所品質保証総括内規」に従って実施された根本原因分析結果に基づいて発電所長が策定した「是正処置実施計画」に従い、担当GLは是正処置の実施・報告を行う。 	<p>A (8.3)</p> <p>A (8.3)</p> <p>D (8.5.2)、E (8.2.3)</p> <p>D (8.5.2)</p>
--	--	---

